

手 数 料 表
(一般登録型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0円</u>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	手数料負担者は 求人者 とします。 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 23-ユ-302466

事業所の名称及び所在地 愛知商工連盟協同組合 有料職業紹介所
名古屋市東区矢田1丁目3番11号 1F

手数料及び返戻金制度について

当所のあっせんにより採用された求職者が、入社後、本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約終了した場合、次の基準により手数料の一部を返還します。但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 入社後 30 日以内 | 成功報酬の 50 % |
| (2) 入社後 31 日以上 60 日以内 | 成功報酬の 30 % |
| (3) 入社後 61 日以上 90 日以内 | 成功報酬の 10 % |

ただし、入社後 90 日以上の上記雇用契約終了した場合は、手数料の返還はいたしません。

成功報酬の返戻は、その事由が発生した事実を当所に書面で申入れ、当組合がその申し出を受領した時点より 1 か月以内に返金を行います。

令和 年 月 日

許可番号 23-ユ-302466

事業所の名称及び所在地 愛知商工連盟協同組合 有料職業紹介所
名古屋市東区矢田 1 丁目 3 番 11 号 1F